

新	旧
<p>(認定日)</p> <p>第5条 申告書の内容に相違ないことが確認された日を認定日とする。</p>	<p>(認定日)</p> <p>第5条 申告書の内容に相違ないことが確認された<u>上で、申告書受理日</u>を認定日とする。</p>